脱施設化ガイドライン案への世界のコメント（2022年6月）　No.26

**Written Submission on Draft Guidelines on Deinstitutionalization, including in emergencies**

**緊急事態を含む脱施設化に関するガイドライン草案に関する提出文書**

2022年7月4日

宛先：障害者権利委員会（CRPD）

差出人：

- コレクティーボ・チューカン（Colectivo Chuhcan）、メキシコ（スペイン語の頭文字でCC）

- オルグロ・ロコ（Orgullo Loco）メキシコ（スペイン語の頭文字でOL）

- コロンビア自閉症協会（Liga Colombiana de Autismo）（スペイン語の頭文字でLCA）

- 障害者権利国際協会（Disability Rights International）（DRI）

我々は、脱施設化に関するガイドライン草案を作成しようという委員会の取り組みを歓迎する。この提出書類には、精神障害者が運営するメキシコのコレクティーボ・チューカンとオルグロ・ロコからの意見と提案が記載されている。また我々は、自閉症の人々を権利の主体として認めさせるための政治的な提言や行動を常に行っている団体である、コロンビア自閉症協会のコメントも掲載した。

　DRIは、上記の団体と協力し、脱施設化に関するガイドライン草案に関する意見を収集し、議論をすすめた。

　我々は、この提出文書に対する意見を検討してくれる委員会に感謝する。

**総評**

- ガイドラインをSDGs（持続可能な開発目標）に合わせること。

- 明瞭でないことがあるので、用語集を作ること。

- ガイドラインで使われている言葉は理解しにくい。

- 脱施設化に関するガイドライン（案）の情報を説明するビデオを作ることは可能か？

- スペイン語のわかりやすい版およびすべての障害に対応したさまざまなアクセシブルな形式を用意することが重要。

- 音声版が必要。

- 刑事責任を問われる人や後見人がいる人はどうなるのか。これらのケースで何が起こり、何ができるのか、より具体的に説明すること。

- 脱施設化のプロセスを一段階ずつ確立すること。

**II.**

７および８

コレクティーボ・チューカン： 障害者権利条約第15条の内容をパラグラフ7と8に含めるべきである。さまざまな形態の施設内で、多くの利用者が自由を奪われたり、隔離部屋の中に閉じ込められたり、もしくは言葉による、身体的、性的、精神的な暴力に苦しめられているからだ。同様に、権利条約の第16条は、保護モデルの様々な機関で精神障害のある人々が受ける虐待や搾取を中止させるものである

8.

コロンビア自閉症協会：支援ネットワークがない人々が選択できるものが必要。

9.

コロンビア自閉症協会：入院と施設入所を区別すること。

**III.**

14.

コレクティーボ・チューカン：シェルター、精神科施設、リハビリテーションセンターなどで、さまざまな利用者が受けている性暴力に焦点を当てるべきである。例えば、精神障害のある女性の多くは、特に危機的状況にあるときに、医療関係者からレイプされた経験があり、それが加害者からの暴力行為からの回復の妨げになっている。

17.

コレクティーボ・チューカン： これは実行可能な提案である。しかし、締約国、企業、社会は、障害者が自立・自由・住む場所を確立するために、仕事と適正な給与を保証しなければならないことに留意する必要がある。従って、官民のセクターで利用できるようにするために権利条約の第27条野中美郷を盛り込む必要がある。

19.

コロンビア自閉症協会：我々は、脱施設化を目的とした公共政策が、各国の地域レベルで実施、社会化、義務化されなければならないと考えている。

20.

コレクティーボ・チューカン 段落の最後に、締結国は、障害のある人が施設を離れても、一般的な支援を提供しなければならないと書かれている。したがって、この文書には、脱施設化が完了した後に締結国が精神障害者に提供しなければならない支援を含めるべきである。このセクションでは、締結国は権利条約の第25条、第24条、第27条、第19条に基づき、保健、教育、労働、住居、精神障害者の受け入れなどを提供しなければならないことに言及すべきである。

26.

コロンビア自閉症協会：

1.-家族を含む地域社会への啓発活動が必要。障害者が地域社会に貢献できることを認め、このグループに対する固定観念や偏見をなくすためのメッセージを発信する。権利条約第8条。

2．我々はまた、締結国が地域社会での生活を保障するための措置を認識することも重要だと考えており、その視点は健康面に対してのみであってはならない（コロンビアは現在そのようになっている）。

29.

コロンビア自閉症協会：締結国は、脱施設化に関する公的政策を持つべきであり、それは明確で自律と矛盾しないものでなければならない。

30.

コロンビア自閉症協会：家庭へと戻る手順と期間延長の仕組みが必要。

34.

コロンビア自閉症協会：障害のある人は、家に戻ることとその条件を知ったうえで決断をすべきである。

IV.

36.

コレクティーボ・チューカン： この段落は、精神障害のある人々とその家族に、施設から出て生活する可能性ならびに、国連条約や人権の観点に沿った社会的手段や権利を考慮した異なる形態を作ることが可能であるという事実を示し、指導し、認識させることが重要であることを物語っている。

43.

コレクティーボ・チューカン： 締結国は、障害のある母親と父親が自分の子供を養育できるよう保障するべきである。

50.以下を含めることを提案する

コロンビア自閉症協会：子どもを施設に入れようとしている家族は、子どもが幼い頃から利用できる支援ネットワークやツール、医療専門家の付き添いを見つけられず、そのために精神的、肉体的に消耗してしまい、家族との同居以外の選択肢を探すようになるのだ。

V.

52.

コロンビア自閉症協会：働く権利、それができない場合は、適切な生活を維持するための手当を受ける権利。

コレクティーボ・チューカン ：権利条約の第30条にあるように、精神障害者は、娯楽、文化、余暇、スポーツ活動を楽しむことができ、社会の中で平等な条件下で生活する権利を有している。さらに、利用者は社会の公的・政治的生活に参加する権利を有している（CRPD第29条）。このように、52項にさらに2つの小項目、(v)と(vi)を導入することが可能である。

57.

コロンビア自閉症協会：条約第8条をここに含めることを提案する。(認識）。

62.

コレクティーボ・チューカン：地域社会サービスは、利用者一人ひとりのその人らしさを保護すべきであり、そのためにCRPD第17条に基づき、個人をそのままの状態で保護することを尊重しなければならない。

66.

オルグロ・ロコ：施設モデルを変更できるような支援メカニズムが必要。サービス提供者はどのように変化を起こすのかを認識しておらず、そのため国際機関や市民社会からの緊密な支援が必要なのだ。

VI.

68.

コレクティーボ・チューカン： 提供されるサービスは、私たちの組織内で実践されているようなものである。精神障害のある人々が危機的状況に陥ったときに、ほとんどのケースでピアサポートが効果的であることが証明されている。コレクティーボ・チューカンは10年以上の経験を有している。

コロンビア自閉症協会：締結国は障害者団体を補強すべきである。この勧告は、単なる "奨励 "ではなく、持続可能性のための資源配分とともに強調されるべきである。

70.

コレクティーボ・チューカン：パラグラフ67から70に、非常に重要な要素を追加する必要がある。支援ネットワークのシステムの中に、精神障害者の表現の自由、虚偽の情報や誤った情報ではなく本当の有効な情報へのアクセスが含まれているべきです（CRPD第21条）。

77.

コレクティーボ・チューカン 家族が精神障害のある人を見捨ててしまうことがあるが、それは無知であったり、危機的状況にある人の状況が永続的なものではなく、後で回復できることを知らないからである。

96.

オルグロ・ロコ：ガイドラインでは研修を創り出することの重要性に言及している。これは啓発を伴う唯一の行動でもある。問題は、人々がスティグマと共に施設を去ることである。加えて、対処すべき暴力やその他の人権侵害が地域社会の外で起きている場合もある。一般住民もまた、研修と啓発を必要としている。

100.

コレクティーボ・チューカン： 多様性の尊重は学校教育の年頃から教えなければならない。

101.

コレクティーボ・チューカン： 低価格の心理プログラムを受けられるようにすることも必要である。

103.

コレクティーボ・チューカン： その人が住んでいた施設が、その人がそこに住んでいた証拠として証明書を発行する必要性も考えられる。

104.

コレクティーボ・チューカン： 学校の成績の再認定、作業療法ワークショップ、美術および工芸ワークショップ、児童、青少年、成人の勉強の継続、その他の障害のある人々のための教育の機会。教育当局の研修が必要である。インクルーシブ教育の文化もまた必要とされる。

VIII.

107.

コレクティーボ・チューカン： ワークショップや講座を企画し、施設に収容されていた人々が一刻も早く元の生活に戻れるようにする。施設収容体験者の組織の結成と団結を後押しする。なぜなら、彼らのみが経験豊かな専門家だからである。

111.

コレクティーボ・チューカン： CRPDは締結国によって、条約やその他の条約が運用されていること、特に宗教法が民法と同等である国において運用されていることを監視すべきである。

IX.

113.

コレクティーボ・チューカン：施設は、職員が強制不妊手術、強制中絶、彼らが精神的に困難な状況で鎮静剤を打たれた状況での強姦を勧めた場合、必要な法的措置を講じなければならない。

115.

コレクティーボ・チューカン： 施設に収容されている精神障害のある人が、このガイドラインにおける重要な中心人物である。したがって、ネットワークや連合、組織の設立が必要となる。精神障害や人権について、より多くの知識を持ち、訓練を受けている私たちが、他の人々を教育し、訓練する役割を担うことになる。さらに、市民社会および1つ以上の施設収容を経験してきた経験豊かな専門家によって構成され、参加する分科会、公開討論会、協議会、会議、シンポジウムなどが必要となる。

117.

コレクティーボ・チューカン： 補償は金銭面だけでなく、教育面（施設に収容さ れていたために長期間教育を受けられなかった場合）、尊厳のある方法とそれに匹敵する給与での復職、適正で入手可能な価格の住宅、彼らの子どもたちに対する適正で通いやすく、価格の質の高い教育も含まれる。

119.

コレクティーボ・チューカン： 裁判にかけられた事例を国際レベルで検討する。

X.

127.

コレクティーボ・チューカン： データは全国民がアクセスでき、機密情報に配慮し、個人情報の保護を保証していなければならない。

XI.

129.

コレクティーボ・チューカン： 我々は懸念を持っている。ある人が施設に収容される過程で、施設の職員がその人に対して深刻な人権侵害を行って、被害を受けた人が誰に責任があったかを認識している場合、また、その人が被害者となった犯罪を記憶していて、言及する能力がある場合についてである。我々は、利用者の人権を侵害する者が、国際法や条約に従って処罰や制裁を受けることはないと解釈すべきなのだろうか？もしそうであれば、このガイドラインの存在意義はなく、これ以上の検討や分析は不要であると考える。少なくとも我々は、受けた傷の重さに見合う損害の賠償を求める。

(翻訳：宮澤明音、尾上裕亮)